

令和 6 年度

漁場標識柱設置等工事

特記仕様書

令和 6 年 4 月 5 日

福岡有明海漁業協同組合連合会

- 1 事業名 令和6年度漁場標識柱設置等工事
- 2 事業場所 福岡県地先有明海海面
- 3 事業範囲 別図のとおり
- 4 工期 契約終結日から令和6年8月31日
- 5 工事の内容及び目的  
本工事は、有明海海域における漁船航行の安全及びのり養殖漁場の適正利用を図るため標識柱等を設置するものである。
- 6 工事数量及び仕様  
6-1 新設杭設置  
一般構造用鋼管（STK400） 7本（接続継手使用）  
 $L = 9\text{m} \quad t = 6.9 \quad \phi 318.5\text{mm} \quad 4\text{本}$   
 $L = 10\text{m} \quad t = 6.9 \quad \phi 318.5\text{mm} \quad 3\text{本}$   
 $L = 10\text{m} \quad t = 10.3 \quad \phi 318.5\text{mm} \quad 1\text{本}$   
 $L = 11\text{m} \quad t = 10.3 \quad \phi 318.5\text{mm} \quad 4\text{本}$   
 $L = 12\text{m} \quad t = 10.3 \quad \phi 318.5\text{mm} \quad 2\text{本}$
- 6-2 既設杭撤去  
コンクリート杭（PHC・PCパイルC種） 7本
- 7 仮設事務所等  
現場事務所、加工場及び材料置き場等について必要とあれば、監督員の承認を得て請負者の責任において設置する。
- 8 施工計画  
本工事の施工場所は、干満の差が大きい海上工事である事から、能率よく施工出来るように施工計画を立案し、工事工程表を提出し監督員の承認を得るものとする。
- 9 届出等  
工事着手に先立ち、三池海上保安部（大牟田市）に必要な事項を記入して届出、その許可を得ること。
- 10 標識杭の打ち込み  
10-1 標識杭の設置位置は、工事の着手に先立って、現地に竹竿等により標識杭の位置を示す。
- 10-2 標識杭の天端の高さは設置位置の海底から測定して決めるものとする。

10-3 標識杭は、所定の場所に鉛直にしかも所定の天端高（10m）になるまで打ち込むものとする。

10-4 海底地盤が軟弱で自立しないような場合には速やかに監督員に報告し善処すること。

10-5 海底地盤が硬くて打込が不能となった場合には、速やかに監督員に報告しその指示に従うこと。やむを得ず切断する場合には、帯鉄バンドを施し、ていねいに削り、切断するものとする。なお、頂部は標識塗装を4m幅行うものとする。

#### 11 標識塗装

標識の塗装幅は杭頂から4mとし、色分けは、上から順に赤白赤白とする。

また、1色の幅は1.0mとする。

塗装の仕様は下記による。

下地処理 サンドペーパー又はワイヤーブラシで清掃

エポシキ系コンクリート用プライヤー 1回塗布（下地）

ウレタン系樹脂塗料 2回塗布（中塗、上塗各1回）

#### 12 標識杭番号等の表示

設置した標識杭には、あらかじめ指示された杭番号及び事業名（「R5福岡県単補助事業」）を杭頂から5m以内に表示しなければならない。

#### 13 工事記録等

請負者は、工事の実績を記録し、工事完了後整理のうえ2部提出する。

なお、工事写真については、工事の各段階前、中、後について撮影し記録すること。

#### 14 本仕様書に疑義の生じた場合は、請負者と有明海漁連との協議の上、決定するものとする。

## 令和6年度 漁場標識柱設置場所

